

2023 年 8 月

お客様 各位

日本マイクロソフト株式会社

適格教育ユーザー定義の再変更のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。2023 年 2 月にマイクロソフトでは教育対象ユーザーの改訂を行い、「博物館」と「図書館」が教育対象ユーザーから外れ、非営利団体対象に変更され「博物館」と「図書館」のお客様は、非営利団体向け契約のご選択をご案内しました。

2023 年 8 月にマイクロソフト適格教育ユーザー定義が再度更新され「博物館」と「図書館」(は D)の定義で適格教育ユーザーと確認ができました。

D) 地方行政に関する法律に定められた組織 地方教育行政の組織および運営に関する法律第 30 条に定める教育機関 (教育センター、教育研究所、美術館、公民館)

最新のマイクロソフト適格教育ユーザー定義は下記リンクをご参照ください。

<https://www.microsoft.com/licensing/docs/view/Industries--Education?isToggleToList=True&lang=18>

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以上